

## 大雨の影響による停電地域にお住まいのお客さまに対する電気料金等の特別措置について

### (東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内)

大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの豪雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、本日、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東京電力エナジーパートナー株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2020年7月13日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（東京電力エナジーパートナー株式会社WEBサイト2020年7月10日重要なお知らせより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

#### 1. 特別措置の対象地域

<対象（2020年7月8日時点）>

本年7月8日に、災害救助法が適用された地域（長野県4市4町6村）に隣接する当社供給区域内の地域※において被災された方に対して電気の供給を行なう小売電気事業者等の皆さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。

※災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

【山梨県】南アルプス市、北杜市

#### 2. 特別措置の内容

##### 1. 支払期日の1ヵ月延長

- ・2020年6月分※、7月分、8月分および9月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※6月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

##### 2. 不使用月の電気料金の免除

- ・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

### 3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- ・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2021年1月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

### 3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

#### 法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

#### 個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上

#### 【参考】

東京電力エナジーパートナー株式会社 <https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20200710.html>